

## 地籍調査の成果の認証の請求及び認証の承認申請に係る書類の作成に関する留意事項について

(平成20年9月8日付け国土国第208号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)

改正 平成23年4月8日国土国第14号

### 地籍調査の成果の認証の請求及び認証の承認申請に係る書類の作成に関する留意事項

#### 1 「認証請求書又は承認申請書」について

- (1) 国土調査法（以下「法」という。）第19条第1項の規定による認証の請求又は同条第3項の規定による認証の承認申請に当たっては、別紙に掲げる記載例によるものとする。
- (2) 認証請求書又は承認申請書中の「調査を行った者の名称」欄及び「成果の名称」欄は、法第17条第1項の閲覧に関する公告の日を基準として記載し、各添付書類も同様に記載するものとする。

ただし、旧市町村名で公告を行った後に市町村合併が行われ、都道府県公報等により調査を行った者の名称及び調査地域等の変更を公示した場合などは、合併後の市町村名及び成果の名称を記載しても差し支えない。
- (3) 同一市町村の異なる数地区について同時に認証請求又は承認申請する場合には、必ず単位区域ごとに異なる文書番号を付した認証請求書又は承認申請書を作成するものとする。
- (4) 「調査を行った者の名称」欄が町村である場合は、必ず「郡名」を記載する。

#### 2 「地目別筆数面積変動表等調書」について

- (1) 「地目別筆数面積変動表」について
  - ア 「地目」欄については、作成要領の様式に示されている順序に従って作成し、該当がない地目でも削除しない（該当がない地目の「筆数」欄及び「面積（h a）」欄は空白とし、0を記載する必要はない。）。

本様式で示された23種類の地目に該当しない地目については、「鉄道用地」欄の下に記載する。
  - イ 地籍調査前の「筆数」欄及び「面積（h a）」欄は、登記されている土地を基準として記載すれば足り、登記されていない長狭物、白地等については、図面上で面積計算を行って記載する必要はない。
  - ウ 面積については、「h aを単位とし小数点以下第2位まで（小数点以下第3位四捨五入）とし、0.01h a未満の場合には備考欄にその面積を記載する」こととなっているが、「備考」欄に記載した0.01h a未満の面積は、「合計」欄に計上しない。
  - エ 筆界未定がない場合は、「筆界未定総件数及び総筆数」欄に「0件0筆」と記載する。

(2) 「誤り等訂正申し出件数・筆数」について

ア 右上部の「地区名」欄及び「単位区域名」欄は、法第17条第1項の閲覧に関する公告の日を基準として記載する。」

なお、「単位区域名」欄には、申請区域内に含まれる単位区域名を準として記載する。

イ 「地区名」欄及び「単位区域名」欄については、記載漏れがないように留意する。

ウ 「申出件数・筆数」欄は、その処理に応じて、「訂正」欄及び「不訂正」欄のいずれかに区分する。

また、「筆界未定」欄は、「訂正」欄の内数として、申出により筆界未定として処理した件数及び筆数を記載する。

エ 誤り等訂正申し出がなかった場合は、「合計」欄に「0件0筆」と記載するか、適宜の部分に「該当なし」と記載するものとする。

3 「不所在地等調書」について

(1) 「調査地域」欄は、法第17条第1項の閲覧に関する公告の日を基準として記載する。

(2) 「4. 滅失地」欄には、一筆の土地の全部が滅失した土地を計上すれば足り、一筆の土地の一部が滅失した土地を計上する必要はない。

(3) 作成要領の記載要領に示されているとおり、「8. 閲覧率」欄と「10. 総閲覧率」欄は、仮閲覧を含むか否かが異なるにすぎず、仮閲覧を行っていない場合には、両者が一致することになる。

なお、閲覧後に郵送等で承諾を得た筆数は、総閲覧率の算出に際し、非閲覧筆数に含める。

4 「不立会地調書」について

(1) 各欄の記載に当たっては、一筆地調査の調査完了日を基準とする。

(2) 不立会所有者は、登記記録上の所有者を基準として計上する。

なお、登記記録上の所有者が死亡しており、相続人が複数いる場合、その複数の相続人全員が不立会であっても、相続人の人数を不立会所有者として計上せず、登記記録上の所有者を不立会所有者として計上する。

(3) 共有の土地で、共有者の一部が不立会の場合には、次の事例を参考にして処理する。

ア 事例

「Aほか2名」の共有地（1筆）

A 不立会（住所不明所有者・委任なし）

B 立会

C 不立会（委任なし）

イ 記載例

総筆数 1筆

不立会所有者の総数 2人

「備考」欄

不立会地の1筆については、3名の共有地であるが、1名は、登記記録上、市内の住所が記載されているが住所不明所有者であり、1名は、市外在住所所有者で遠隔地のため不立会となった。遠隔地のため不立会となった者には委任状

の提出を求めたが提出されず、また、筆界案を送付して確認を求めたが、書類が返送されなかった。しかし、当該土地は、法務局に地積測量図が保管されていて、現地の筆界も明確であり、共有者1名の確認も得られたことから、筆界を確認した。

- (4) 登記記録上の所有者が死亡しており、相続人が複数いる場合において、相続人の全員又は相続人のうち選任された代表者の立会いが得られなかった場合には、不立会地として計上する。

## 5 「住所不明所有者等調書」について

- (1) 各欄の記載に当たっては、一筆地調査の調査完了日を基準とする。

- (2) 住所不明所有者は、登記記録上の所有者を基準として記載する。

なお、前記5(2)と同様に、登記記録上の所有者が死亡しており、相続人が複数いる場合、その複数の相続人全員が住所不明であっても、登記記録上の所有者を住所不明所有者として計上する。

- (3) 登記記録に所有者の記録がなく、調査を行ったものの、所有者の所在が不明な場合には、住所不明所有者として計上する。この場合、「氏名」欄及び「登記簿上の住所」欄には、それぞれ「登記記録に記録がない。」旨を記載する。

## 6 「協議実施結果報告書」について

- (1) 本報告書は筆ごとに作成する。

- (2) 「協議を行った土地の表示」は、登記記録を基準として記載する。

## 7 「認証請求区域図又は承認申請区域図」について

法第17条第1項の公告前に市町村合併があった場合には、原則として、市町村合併後の全体の認証請求区域図又は承認申請区域図を作成することとなるが、当該区域図が大きくなる場合や、全体を表示するために大縮尺の地形図等を使用することで当該区域の状態が分かりづらくなる場合などは、適宜、合併前の区域図を作成するか、適当な区画に区切って作成して差し支えない。

## 8 「認証請求区域概況説明調書又は承認申請区域概況説明調書」について(例)

「摘要」欄に、市町村合併の年月日等を記載する。

なお、法第17条第1項の閲覧に関する公告を旧市町村名で行っている場合、「市郡町村名」欄及び「単位区域名」欄は、原則として、旧市郡町村名及び旧単位区域名を記載するものとする。

## 9 その他

- (1) 認証請求書、承認申請書及び添付書類の用紙サイズについて

用紙の大きさは、日本工業規格A列4判(以下「A4サイズ」などという。)で作成する。

なお、地籍図一覧図等の図面については、A4又はA3サイズを基本とするが、管理に適した大ききで作成することができる。

「地目別筆数面積変動表」と「誤り等訂正申し出件数・筆数」を並べて作成する場合にも、A3サイズではなく、縮小印刷等によりA4サイズで作成するものとする。

- (2) 再調査(過去に地籍調査を実施した区域において再度行われた調査)又は再認証について

過去に地籍調査を実施した区域において、再調査を行った場合には、その旨を「地籍調査工程検査成績表」の「備考」欄及び「認証請求区域概況説明調書又は承認申請区域概況説明調書」の「摘要」欄に記載する。

また、再認証を請求する場合には、その旨を「地籍調査工程検査成績表」の「備考」欄及び「認証請求区域概況説明調書又は承認申請区域概況説明調書」の「摘要」欄に記載する。この場合、「認証請求区域概況説明調書又は承認申請区域概況説明調書」の調査済面積には、再認証に係る面積を計上しない。

なお、再調査又は再認証が認証請求区域又は承認申請区域の一部である場合は、その面積が分かるように記載する。